

一戸町森林整備計画変更計画書

変更計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 4年 4月 1日} \\ \text{至 令和11年 3月31日} \end{array} \right)$

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 平成31年 4月 1日} \\ \text{至 平成41年 3月31日} \end{array} \right)$

変更理由等

1 変更理由

令和3年6月15日に「全国森林計画」の変更が閣議決定されたため、これに即して、馬淵川上流地域森林計画の内容が変更されたことから、一戸町森林整備計画における森林整備に関する事項の内容を変更するもの。

2 変更の内容

別紙のとおり

目 次

II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	1
第2	造林に関する事項	1
2	天然更新に関する事項	1
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	2
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	2
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	2
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	3
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	3

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定める。

なお、主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す(3)または(4)によるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

- (1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

- (2) （略）

- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないように適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気象等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実に見込まれる森林やぼう芽による更新が確実に見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

第2 造林に関する事項

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、岩手県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整整第91号）により、下記のとおり定める。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

2 木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等とし、当該森林の区域を別表1の(5)のとおり定める。

この際、区域内において上記1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1(6)により定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備、機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(1) 水源涵養機能維持増進森林 (県土水源保全森林(ほぜんの森))	別紙のとおり	8,787.89
(2) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 (県土水源保全森林(ほぜんの森))	別紙のとおり	543.91

(3) 快適環境形成機能維持増進森林 (生活環境保全森林(ふれあいの森))	別紙のとおり	14.44
(4) 保健文化機能維持増進森林 (生態系保全森林(悠久の森))	別紙のとおり	101.19
(5) 木材等生産機能維持増進森林 (資源循環利用森林(循環の森))	別紙のとおり	9,894.80
(6) (5)のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(略)

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30以上	65以上	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23以上	50以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	—	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16以上	45以上	60 <u><50></u> 以上
	架線系作業システム	16以上	—	20 <u><15></u> 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注3 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注4 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。